

(経済産業委員会)

クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律案(閣法第五七号)(衆議院送付)

要旨

本法律案は、クラスター弾に関する条約(以下「条約」という。)の適確な実施を担保するため、クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、定義

- 1 クラスター弾等とは、クラスター弾、子弹及び小型爆弾をいう。
- 2 クラスター弾とは、複数の子弹を内蔵し、複数の子弹を散布するように設計された弾薬をいう。ただし、子弹が十個未満で、各子弹が四キログラムを超え、単一の目標を探知し攻撃できるよう設計されており、自己破壊装置及び自己不活性化機能を備えているもの等は除く。

二、製造の禁止

何人も、クラスター弾等を製造してはならない。

三、所持の禁止

何人も、次のいずれかに該当する場合を除いては、クラスター弾等を所持してはならない。

1 経済産業大臣の許可を受けた者（以下「許可所持者」という。）が、その許可に係るクラスター弾等を所持するとき。

2 輸入の承認を受けた者が、その輸入したクラスター弾等を許可所持者に譲り渡すまでの間所持するとき。

3 クラスター弾等を廃棄し、輸出し、又は引き渡さなければならぬ者が、廃棄し、輸出し、又は引き渡すまでの間所持するとき。

4 運搬を委託された者が、その委託に係るクラスター弾等を運搬のために所持するとき。

5 前記1から4に規定する者の従業者が、その職務上クラスター弾等を所持するとき。

四、所持の許可とその基準

1 クラスター弾等を所持しようとする者は、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

2 経済産業大臣は、クラスター弾等が条約で認められた目的のために所持されることが確実であり、そ

の他条約の適確な実施に支障を及ぼすおそれがないと認めるときでなければ許可をしてはならない。

五、輸入の承認

クラスター弾等を輸入しようとする者は、外国為替及び外国貿易法第五十二条の規定により、輸入の承認を受ける義務を課せられる。

六、廃棄等

クラスター弾等を所持することを要しなくなった許可所持者等は、遅滞なく、廃棄し、締約国に輸出し、又は新たに許可所持者となった者に引き渡さなければならぬ。

七、罰則

1 クラスター弾等を製造した者は、七年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処し、またその未遂罪を罰する。

2 クラスター弾等をみだりに所持した者は、七年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

八、施行期日

この法律は、条約が日本国についての効力を生じる日から施行する。

